

ニーズ募集に提出された課題の整理（簡易版・カテゴリー順）

<課題解決方法の内訳>

- ア. ニーズ提出者が権利制限規定の見直しによる対応の検討を求めるもの
- イ. ニーズ提出者が権利制限規定以外の政策手段による対応の検討を求めるもの

<ニーズの分類の内訳>

- ◆権利制限の見直しによる対応の検討を求めるもの

A-1-1. ワーキングチームにおいて優先的に検討

A-1-2. 優先的な課題の検討を行った後に順次検討

A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断

A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断

- ◆権利制限以外の政策手段による対応の検討を求めるもの

B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討

B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断

◆その他

C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済み

- 著作物等の利用に当たっての課題に該当しない

<知財計画との関連>

知的財産推進計画2015における、新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の検討との関連を指す。

この項目は「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチームにおける検討の進め方」のうち、【手順4】の【観点③】に対応するものとする。

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
<産業活動関連>							
25①			利用許諾を受けたライセンサーには物権的権利が与えられておらず、第三者の利用を差し止めることができない。	東京都行政書士会	B-2	産業活動関連	
27		ア	我が国のITサービスについて、一定の閾値を超える革新的なモデルは、硬直的な法制度によって萎縮効果が働き進化が止まってしまうということを繰り返している。	モバイル・コンテンツ・フォーラム	A-3	産業活動関連	
27		イ	我が国のITサービスについて、一定の閾値を超える革新的なモデルは、硬直的な法制度によって萎縮効果が働き進化が止まってしまうということを繰り返している。	モバイル・コンテンツ・フォーラム	B-2	産業活動関連	
28①			新しいサービスが著作物の利活用を促進し且つ権利者の権利を不当に害しないものであっても、現行法の規定から逸脱すれば侵害のおそれがあるため、事業者が萎縮してサービスの提供が困難になる。【具体例あり】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28②			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスであるクラウド・サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	C	産業活動関連	
28③			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスであるメディア変換サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28④			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスであるアクセシビリティサービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑤			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスである個人向け録画視聴サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑥			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスであるプリントサービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑦			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスであるeラーニングサービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑧			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスであるスナップショット・アーカイブに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑨			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスである論文作成・盗作検証支援サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑩			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスである評析分析サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑪			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスである法人向けTV番組検索サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
28⑫			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた仮想化サービスに 関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28⑪の具体例】	JEITA	A-3	産業活動 関連	○
28⑬			CPSによるデータ駆動型社会に対応するための制度整備が求められる中、柔軟な規 定を欠く現状のままで、新しいビジネスを創出することについて多大な萎縮効果が もたらされ、ITの技術革新による利益を社会が享受できない場合が出てくる。	JEITA	A-3	産業活動 関連	○
31	ア		Youtubeの動画を通信環境の悪い場所でも途切れずに再生できるよう、動画の一部 を予めダウンロードして円滑に視聴させる機能を搭載したスマートフォン向け動画再 生アプリを事業者が提供することにつき、合法であるとの確信がもてなかつた。	ニフティ	A-3	産業活動 関連	○
31	イ		Youtubeの動画を通信環境の悪い場所でも途切れずに再生できるよう、動画の一部 を予めダウンロードして円滑に視聴させる機能を搭載したスマートフォン向け動画再 生アプリを事業者が提供することにつき、合法であるとの確信がもてなかつた。	ニフティ	B-1	産業活動 関連	
32	ア		ユーザーが自宅で録画したテレビ番組を自らの使用するクラウドロッカーにアップ ロードし、宅外でも視聴できるサービスを事業者が提供することが著作権侵害となる おそれがあるため、断念した。	ニフティ	A-3	産業活動 関連	○
32	イ		ユーザーが自宅で録画したテレビ番組を自らの使用するクラウドロッckerにアップ ロードし、宅外でも視聴できるサービスを事業者が提供することが著作権侵害となる おそれがあるため、断念した。	ニフティ	B-1	産業活動 関連	
34①			クラウドサービスに関する課題には現行の権利制限規定やライセンスにより解決でき ない課題がある。【具体例あり】	日本弁理士会	A-3	産業活動 関連	○
34③			コンテンツ業界において、ライセンサーの倒産や著作権譲渡が起こると、ライセン サーの著作物の継続利用が困難となる。	日本弁理士会	B-1	産業活動 関連	
34④			独占的なライセンスに基づいてはライセンサー自身に海賊版に対する差止請求権が 認められていないため、著作物等の利用のための(独占的な)ライセンスが十分に活 発に行われないおそれがある。	日本弁理士会	B-1	産業活動 関連	
35	ア		デジタルコミュニティ放送では画像等の様々なコンテンツを放送できるようになるが、 複雑な権利処理が必要になり、リアルタイム流通に支障が出ることが危惧される。	デジタルコミュニ ティ放送協議会	A-3	産業活動 関連	○
35	イ		デジタルコミュニティ放送では画像等の様々なコンテンツを放送できるようになるが、 複雑な権利処理が必要になり、リアルタイム流通に支障が出ることが危惧される。	デジタルコミュニ ティ放送協議会	B-1	産業活動 関連	
40	ア		事業者が、放送番組をインターネットで同時配信する際、放送と配信で別々に権利処 理が必要であり、迅速なコンテンツ提供の支障となっている。	NHK	A-3	産業活動 関連	○
40	イ		事業者が、放送番組をインターネットで同時配信する際、放送と配信で別々に権利処 理が必要であり、迅速なコンテンツ提供の支障となっている。	NHK	B-1	産業活動 関連	
65①			サイバーフィジカルシステム(CPS)は、著作物を含む莫大な情報を蓄積し、分析・解 析して得た付加価値情報とともに活用するものであり、今後、CPSに類型される多様 なビジネスが生まれていくと考えられるが、著作権上の課題がある。【具体例あり】	富士通	A-2	産業活動 関連	○
65①			事業者が機械翻訳サービスを行う際、他者の著作物を翻訳用例として蓄積する行為 や翻訳結果を表示する行為が、権利侵害と評価される可能性がある。【65①の具体 例】	富士通	A-2	産業活動 関連	○
65②			教員が授業に用いる教材を作成するための素材を事業者が用意してデータベースに 蓄積(複製)したり、当該素材を教員や授業を受ける者に対して提供(公衆送信)した りする行為は著作権侵害となる。【65②の具体例】	富士通	A-2	産業活動 関連	○
65③			事業者が、障がい者等の情報アクセシビリティ向上のために、第三者の著作物から 障がい者等が視聴するデータを作成して障がい者に提供する行為は許容されていな い。【65③の具体例】	富士通	A-2	産業活動 関連	○
66			教員が自作教材を、教員や授業を受ける者に対して提供するために事業者が用意した データベースに蓄積(複製)する行為は著作権侵害となる。	富士通	C	産業活動 関連	
67			障がい者等の情報アクセシビリティ向上のためのソフトウェア等を企業内において活 用することが困難である。	富士通	A-2	産業活動 関連	
68			セキュリティ確保や既存のプログラム資産のモダナイズのためにプログラムの調査・ 解析を行う必要性が高まっているが、そのためのリバース・エンジニアリングの過程 で行われるプログラムの複製等が、著作権侵害となる可能性がある。	富士通	A-2	産業活動 関連	○

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
70			事業者が自動翻訳サービスを行う際、他者の著作物を翻訳する行為が、権利侵害と評価される可能性がある。	団体名非公表希望	A-2	産業活動関連	○
72②			事業者が、教材の複製や送信を行うためのネットワーク環境等のインフラを教育機関に提供することについて、公衆送信等の主体と判断され萎縮効果が働くおそれがある。	団体名非公表希望	B-1	産業活動関連	
73			事業者が、障がい者等の情報アクセシビリティ向上のために、第三者の著作物から障がい者等が視聴するデータを作成して障がい者に提供する行為は許容されていない。	団体名非公表希望	A-2	産業活動関連	○
74			ビッグデータの解析結果提供に伴い、解析結果を補充する物証として原著作物を表示することが、公衆送信権の侵害となる可能性があり、サービス提供の足かせになっているおそれがある。	団体名非公表希望	A-2	産業活動関連	○
77①			路上で撮影した写真、書籍、音楽、美術等、公衆がアクセス可能な情報であってインターネット上にない様々な情報を活用し、利用者の探す情報の所在を提供する「リアル情報等の所在検索サービス」の提供に当たり、著作権法上の課題が生じている。	ヤフー	A-1-1	産業活動関連	○
77②			テキスト、動画、音楽等のさまざまな情報を分析し、その結果を表示する「分析サービス」の提供にあたって、著作権法上の課題が生じる。	ヤフー	A-2	産業活動関連	○
77③			情報分析など、バックエンドで本来の用途とは別の用途でデータを活用するために行う蓄積(複製)について、著作権法上の課題が生じる。	ヤフー	A-1-1	産業活動関連	○
78			事業者が、映像や書籍、音楽などについて、アナログ情報をデジタルデータに変換したり、古くなったメディアを新たなメディアに変換したりする「メディア変換サービス」を現行法下で適法に提供することは困難。	ヤフー	A-2	産業活動関連	
79	ア		TV番組等のインターネットでのリアルタイム配信(ウェブキャスティング)には大量のコンテンツ利用を伴うため、レコード製作等の個々の権利処理が困難となり、サービスの発展が阻害されている。	ヤフー	A-3	産業活動関連	○
79	イ		TV番組等のインターネットでのリアルタイム配信(ウェブキャスティング)には大量のコンテンツ利用を伴うため、レコード製作等の個々の権利処理が困難となり、サービスの発展が阻害されている。	ヤフー	B-1	産業活動関連	
95①	ア		いわゆる自炊代行など、ユーザーが合法的に入手した著作物のデジタル化やアーカイブ化を、有償無償問わず第三者に依頼することができない。	MIAU	A-2	産業活動関連	
95①	イ		いわゆる自炊代行など、ユーザーが合法的に入手した著作物のデジタル化やアーカイブ化を、有償無償問わず第三者に依頼することができない。	MIAU	B-1	産業活動関連	
108①	ア		現在又は将来想定できない新しいテクノロジーを用いた新しいビジネスや文化を萎縮させないような法環境を構築するという視点が重要である。《具体例あり》	コモンズファイア	A-3	産業活動関連	○
108①	イ		現在又は将来想定できない新しいテクノロジーを用いた新しいビジネスや文化を萎縮させないような法環境を構築するという視点が重要である。《具体例あり》	コモンズファイア	B-2	産業活動関連	
108⑦	ア		オンライン・ブックマーク・サービスでは、ブックマークを行う際ウェブサイトの一部が複製され、形式的には著作権侵害になる。【108①の具体例】	コモンズファイア	A-3	産業活動関連	○
108⑦	イ		オンライン・ブックマーク・サービスでは、ブックマークを行う際ウェブサイトの一部が複製され、形式的には著作権侵害になる。【108①の具体例】	コモンズファイア	B-2	産業活動関連	
108⑪	ア		オンラインでサービスを提供する事業者が、108①～⑩に関連して、いわゆる「カラオケ法理」により、権利侵害主体とみなされるおそれがある。【108①の具体例】	コモンズファイア	A-3	産業活動関連	○
108⑪	イ		オンラインでサービスを提供する事業者が、108①～⑩に関連して、いわゆる「カラオケ法理」により、権利侵害主体とみなされるおそれがある。【108①の具体例】	コモンズファイア	B-1	産業活動関連	
108⑫	ア		クラウド、検索エンジン、その他新しいテクノロジーを利用したビジネスや文化を委縮させる(将来想定される課題)	コモンズファイア	A-3	産業活動関連	○
108⑫	イ		クラウド、検索エンジン、その他新しいテクノロジーを利用したビジネスや文化を委縮させる(将来想定される課題)	コモンズファイア	B-2	産業活動関連	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
	111②		今後、テレビ番組を録画し、クラウドサービス上に保存、好きな時に視聴するサービスが出てきても、通称まねきTV事件の最高裁判決を踏まえると、当該サービスを提供する事業者が著作権侵害をしていることになる可能性がある。		B-1	産業活動関連	
113①		ア	デジタルコンテンツの柔軟な利活用と日本コンテンツの海外配信ができていない。【具体例あり】	新経済連盟	A-3	産業活動関連	○
113①		イ	デジタルコンテンツの柔軟な利活用と日本コンテンツの海外配信ができていない。【具体例あり】	新経済連盟	B-2	産業活動関連	
113②		ア	事業者の行うフォーマット変換がユーザーの私的利用として明文で認められておらず、クラウドなどにおけるセキュリティや通信を担保するためのフォーマット変換や、ビデオやMDなどの古いフォーマットの変換ができない。【113①の具体例】	新経済連盟	A-3	産業活動関連	
113②		イ	事業者の行うフォーマット変換がユーザーの私的利用として明文で認められておらず、クラウドなどにおけるセキュリティや通信を担保するためのフォーマット変換や、ビデオやMDなどの古いフォーマットの変換ができない。【113①の具体例】	新経済連盟	B-1	産業活動関連	
113④		ア	日本のコンテンツ発信や観光インバウンド等への貢献のため、写真等を撮影して外国語に翻訳して日本文化を発信するサービスが提供できていない。【113①の具体例】	新経済連盟	A-3	産業活動関連	○
113④		イ	日本のコンテンツ発信や観光インバウンド等への貢献のため、写真等を撮影して外国語に翻訳して日本文化を発信するサービスが提供できていない。【113①の具体例】	新経済連盟	B-2	産業活動関連	
114			ユーザーが選択したインターネット上の店舗や美術館のWebページから店舗等の情報とともに写真データを事業者のデータベースに蓄積し、当該写真データをユーザーに送信するサービスを円滑に提供することができない。	団体名非公表希望	A-3	産業活動関連	○

<企業等内の利用>

75			企業や行政機関におけるペーパーレス化の推進や資料の保管のため、資料の電子化を行う際、第三者著作物が含まれる可能性があり、違法となる可能性がある。また、第三者の著作物を含む資料の電子化作業を事業者が請け負うことができない。	団体名非公表希望	A-3	企業等内での利用	
95⑧		ア	会議資料や取材資料の作成など業務のために著作物を複製することができない。	MIAU	A-3	企業等内での利用	
95⑧		イ	会議資料や取材資料の作成など業務のために著作物を複製することができない。	MIAU	B-1	企業等内での利用	
100			企業内の著作物の複写を適正に行いたい。		A-3	企業等内での利用	
103			町内会や職場で必要な会議資料の準備や営業目的での資料作成の際に著作物を複製し、利用することができない。		B-1	企業等内での利用	
108②		ア	企業や大学内において一般的に行われている軽微な複製や改変が違法となってしまう。【108①の具体例】	コモンズフィア	A-2	企業等内での利用	
108②		イ	企業や大学内において一般的に行われている企業や大学内における軽微な複製や改変が違法となってしまう。【108①の具体例】	コモンズフィア	B-1	企業等内での利用	

<図書館>

	10		看護学校の図書室から大学図書館へ文献の複写依頼をした際、著作権法31条を理由に断られることがあり、資料提供の面で不便を感じている。		B-1	図書館	
15		ア	大学図書館において、著作物の「一部分」を超える部分の複製物の利用者への提供が迅速にできない。	国公私立大学図書館協力委員会	A-3	図書館	
15		イ	大学図書館において、著作物の「一部分」を超える部分の複製物の利用者への提供が迅速にできない。	国公私立大学図書館協力委員会	B-1	図書館	
16			大学図書館において、本の付録となっている映像資料を利用者に貸与することができない。	国公私立大学図書館協力委員会	B-1	図書館	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
20			大学図書館において、著作権管理団体が管理している著作物については、契約等に基づき、図書館間相互協力において著作物を送信することができるが、すべての著作物が権利委託されているわけではなく、権利委託される著作物数に増減もあるため、安定期に送信サービスが実施できない。	国公私立大学図書館協力委員会	A-3	図書館	
	26		看護学校の図書室は、法第31条の「図書館等」に含まれないため、学生・教職員が必要とする所蔵していない文献コピーの取り寄せが困難。また、学術機関の図書室等への文献複写サービスができない。		B-1	図書館	
30①			大学図書館において、施設狭隘化への対応等のため、コンテンツの整理・効果的な保存をすることができない。	九州大学附属図書館	C	図書館	
30②			大学図書館において、学生のニーズに応じた迅速な利用環境の実現等のため、コンテンツの整理・効果的な保存をすることができない。	九州大学附属図書館	A-3	図書館	
42			医療系専門学校図書館は、法第31条の「図書館等」に含まれないため、著作物の複写サービス等を行うことができない。	団体名非公表希望	B-1	図書館	
	60		医療系専門学校図書館は、法第31条の「図書館等」に含まれないため、著作物の複写サービス等を行うことができない。		B-1	図書館	
	84		図書館の運営するウェブサイトを通じて、図書をスキャン・OCRしたデータを基に図書を単語で検索可能とするサービスや、当該図書を所蔵している図書館内において当該図書の内容を閲覧可能とするサービスを展開することができない。		A-2	図書館	
88			図書館において、公的機関が作成した広報資料等の一般に周知させることを目的として作成された著作物であっても、その一部分しか利用者に複写して提供できない。	日本図書館協会	A-1-2	図書館	
89			図書館において、インターネット上の情報をプリントアウトして利用者に提供することができない。	日本図書館協会	A-1-2	図書館	

<教育・研究>

	1	ア	講義音声・動画のネット配信にあたり、著作権処理費を抑えるため、配信対象を受講者に限る必要がある。過去動画のアーカイブの公開や、公開対象を受講者に限定しない形での公開(MOOCsでの公開)は困難。また、教育機関が独自に教材を作成した場合でも、著作権抵触の可能性を考慮して原則授業受講者のみの公開とすることもあり得る。		C	教育・研究	
	1	イ	講義音声・動画のネット配信にあたり、著作権処理費を抑えるため、配信対象を受講者に限る必要がある。過去動画のアーカイブの公開や、公開対象を受講者に限定しない形での公開(MOOCsでの公開)は困難。また、教育機関が独自に教材を作成した場合でも、著作権抵触の可能性を考慮して原則授業受講者のみの公開とすることもあり得る。		C	教育・研究	
	14	ア	教科書や入試問題を二次利用したいが、著作権処理に多大な負荷がかかり、教材として提供できない場合がある。		A-2	教育・研究	
	14	イ	教科書や入試問題を二次利用したいが、著作権処理に多大な負荷がかかり、教材として提供できない場合がある。		B-1	教育・研究	
19		ア	大学においてe-learning用の教材作成時に利用する著作物について、著作権者との連絡がとれないことが少なくなく、また、著作物によっては許諾が得られないこともあります。	国公私立大学図書館協力委員会	C	教育・研究	
19		イ	大学においてe-learning用の教材作成時に利用する著作物について、著作権者との連絡がとれないことが少なくなく、また、著作物によっては許諾が得られないこともあります。	国公私立大学図書館協力委員会	C	教育・研究	
21		ア	博士学位論文について機関リポジトリによる公表が原則となつたうえ、オープンサイエンスの推進を踏まえて、著作権制度上の対応が必要である。	国公私立大学図書館協力委員会	A-3	教育・研究	
21		イ	博士学位論文について機関リポジトリによる公表が原則となつたうえ、オープンサイエンスの推進を踏まえて、著作権制度上の対応が必要である。	国公私立大学図書館協力委員会	B-2	教育・研究	
22①		ア	入試問題を利用して教材を作成する場合、過度な権利行使が行われていること、著作物の権利処理に長い期間を要することや使用料が高額であること等により、円滑に受験生や教員に教材を提供できない。	学校法人駿河台学園法務部(著作権担当)	A-2	教育・研究	
22①		イ	入試問題を利用して教材を作成する場合、過度な権利行使が行われていること、著作物の権利処理に長い期間を要することや使用料が高額であること等により、円滑に受験生や教員に教材を提供できない。	学校法人駿河台学園法務部(著作権担当)	B-1	教育・研究	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
23①			デジタル教科書が、法33条の「教科用図書」に含まれていないため、デジタル教科書の制作が進まないおそれがある。	デジタル教科書教材協議会	C	教育・研究	
23②			教育機関において、ICTを用いた反転授業など、教室外の授業のために著作物を複製する必要性が生じている。	デジタル教科書教材協議会	C	教育・研究	
	24	イ	日本語研究用データベース(コーパス)を編纂・公開するにあたり、多くの権利者不明の著作物の利用が必要となる。		C	教育・研究	
	24	イ	日本語研究用データベース(コーパス)を編纂・公開するにあたり、多くの権利者不明の著作物の利用が必要となる。		B-1	教育・研究	
29			高等教育機関において、反転学習等に対応したオンライン教育や、教員がある授業用に作成した教材を別の授業で利用するためにサーバーに保存することや別の教員がその教材を利用することができない。	九州大学附属図書館、同附属図書館付設教材開発センター	C	教育・研究	
34①			デジタル教科書等を学校の生徒が利用できるようにするため、自治体の管理するサーバにデジタル教科書のデータをアップロードする行為を行うことができない。【34①の具体例】	日本弁理士会	C	教育・研究	
36①			デジタル教科書の開発・販売を行うにあたって、掲載の許諾が得られない場合や多額の掲載料がかかる場合があり、円滑な制作を行うことができない。	日本文教出版株式会社	C	教育・研究	
36②			デジタル教材の開発・販売を行うにあたって、掲載の許諾が得られない場合や多額の掲載料がかかる場合があり、円滑な制作を行うことができない。	日本文教出版株式会社	A-3	教育・研究	
	39	ア	入試問題や教科書に掲載された英語の著作物を、教材に掲載するにあたって、出典調査や許諾に要する経費や掲載の許諾が得られないことにより、利用できない場合がある。		A-3	教育・研究	
	39	イ	入試問題や教科書に掲載された英語の著作物を、教材に掲載するにあたって、出典調査や許諾に要する経費や掲載の許諾が得られないことにより、利用できない場合がある。		B-1	教育・研究	
	43	ア	民間の教材会社が海外の著作物を教材に利用する場合に、許諾に要する経費や著作権料が高額な場合があり、適正な価格での教材の提供に支障がある。		A-3	教育・研究	
	43	イ	民間の教材会社が海外の著作物を教材に利用する場合に、許諾に要する経費や著作権料が高額な場合があり、適正な価格での教材の提供に支障がある。		B-1	教育・研究	
	56①		学習用参考書として、基本書を多数引用した「教科書のまとめ本」を出版したいが、引用の範囲を超えることが予想されるため許諾なしに出版できない。		A-3	教育・研究	
	58	ア	テレビ番組の一部を録画して大学の授業の教材に使用する場合、その映像を学生に自習として見ることを勧めることが困難。		C	教育・研究	
	58	イ	テレビ番組の一部を録画して大学の授業の教材に使用する場合、その映像を学生に自習として見ることを勧めることが困難。		C	教育・研究	
	59	ア	現在の法第35条のガイドラインでは、行き過ぎた権利の主張や著作物の利用の可否が曖昧な部分があり、著作物の利用がしにくい。		C	教育・研究	
	59	イ	現在の法第35条のガイドラインでは、行き過ぎた権利の主張や著作物の利用の可否が曖昧な部分があり、著作物の利用がしにくい。		C	教育・研究	
65②			教員が授業に用いる教材を作成するための素材を事業者が用意してデータベースに蓄積(複製)したり、当該素材を教員や授業を受ける者に対して提供(公衆送信)したりする行為は著作権侵害となる。【65①の具体例】【再掲】	富士通	A-2	教育・研究	○
72①			教育機関において、第三者の著作物を含む資料等を、授業に使用する目的で複製・配信したり、復習等の目的で閲覧させることができない。	団体名非公表希望	C	教育・研究	
72②			事業者が、教材の複製や送信を行うためのネットワーク環境等のインフラを教育機関に提供することについて、公衆送信等の主体と判断され萎縮効果が働くおそれがある。【再掲】	団体名非公表希望	B-1	教育・研究	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
	83①	ア	教育機関においてデジタル教科書などのデジタル学習資源を活用する場合、高額な料金や約款等による過剰な制約が求められるため、活用が進まない。その結果、デジタル学習資源ビジネスも発展しない。		C	教育・研究	
	83①	イ	教育機関においてデジタル教科書などのデジタル学習資源を活用する場合、高額な料金や約款等による過剰な制約が求められるため、活用が進まない。その結果、デジタル学習資源ビジネスも発展しない。		C	教育・研究	
	83②	ア	教員が、授業研究の目的で、教科書や副読本などの他者の著作物を利用した授業の映像を、研究会やネットワークにおいて共有することができない。		C	教育・研究	
	83②	イ	教員が、授業研究の目的で、教科書や副読本などの他者の著作物を利用した授業の映像を、研究会やネットワークにおいて共有することができない。		C	教育・研究	
86①			学術文献等著作物が複数の著作権管理団体で管理されており権利処理が煩雑である等の理由により、研究者が円滑に学術文献の複製・電子化を行えない。	情報科学技術協会	B-1	教育・研究	
86②			学術文献等著作物の複製・電子化による活用拡大が不可欠であるが、孤児著作物が減らないことが課題。	情報科学技術協会	C	教育・研究	
86③			著作権管理団体が海外の集中処理機関から業務受託をすることにより内国民待遇が崩れ、複製権料値上げを図っている。	情報科学技術協会	B-2	教育・研究	
	99		教育機関において、オンデマンド授業を行うことができない。		C	教育・研究	
108③		ア	非営利の教育機関において、授業を録画して行うビデオ学習、オンデマンド型通信教育、個々の学習者のペースに合わせた個別学習型の教育、学習者同士での教え合い(ピア・ラーニング)における著作物の活用が概ね違法になってしまう。【108①の具体例】	コモンズフィア	C	教育・研究	
108③		イ	非営利の教育機関において、授業を録画して行うビデオ学習、オンデマンド型通信教育、個々の学習者のペースに合わせた個別学習型の教育、学習者同士での教え合い(ピア・ラーニング)における著作物の活用が概ね違法になってしまう。【108①の具体例】	コモンズフィア	C	教育・研究	
108④		ア	教授法の発表や研究、評価、引継ぎ、学期を超えた予習復習、履修科目の難易度の事前調査、及び保護者、寄附講座の寄附者、地域社会又は入学を検討している者などへの授業の様子の伝達などが円滑にできない。【108①の具体例】	コモンズフィア	A-3	教育・研究	
108④		イ	教授法の発表や研究、評価、引継ぎ、学期を超えた予習復習、履修科目の難易度の事前調査、及び保護者、寄附講座の寄附者、地域社会又は入学を検討している者などへの授業の様子の伝達などが円滑にできない。【108①の具体例】	コモンズフィア	B-1	教育・研究	
113⑤			デジタル教科書は、現在の制度では「教科用図書」と認められず、権利制限規定が適用されないため、普及がすすまず、デジタル化によってもたらされる新たな教育の可能性が阻害されている。	新経済連盟	C	教育・研究	

<障害者>

5		ア	事業者が、健常者及び障害者向けに書籍を朗読して音声化するビジネスの実施に当たって、(契約処理について)出版社の行動が重く、ビジネスを進展させることができない。	WaveLaboratory	C	障害者	
5		イ	事業者が、健常者及び障害者向けに書籍を朗読して音声化するビジネスの実施に当たって、(契約処理について)出版社の行動が重く、ビジネスを進展させることができない。	WaveLaboratory	B-1	障害者	
	9		テレビ番組における聴覚障害者への情報保証のため、字幕が付与されなかった番組の字幕を、福祉団体に属さない個人が作成する行為が、複製権侵害となってしまう。		C	障害者	
	53①		図書館が、視覚障害者が読める形式に複製された著作物を、視覚障害者にメールで送信することができない。		C	障害者	
	53②		図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対して著作物を公衆送信することが認められていないため、利用者のニーズに応えることができない。		A-3	障害者	
	54		身体障害等により書物等を支えること等ができるない者のために、当該障害者のために必要な方式で、著作物の複製等を行うことができない可能性がある。		C	障害者	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
	55①		障害当事者団体において、障害者のために著作物の複製等を行うことができない。		C	障害者	
	55②		児童福祉法上の一定の通所施設等において、障害者のために著作物の複製等を行うことができない。		B-1	障害者	
65③			事業者が、障がい者等の情報アクセシビリティ向上のために、第三者の著作物から障がい者等が視聴するデータを作成して障がい者に提供する行為は許容されていない。【65①の具体例】【再掲】	富士通	A-2	障害者	○
67			障がい者等の情報アクセシビリティ向上のためのソフトウェア等を企業内において活用することが困難である。【再掲】	富士通	A-3	障害者	
73			事業者が、障がい者等の情報アクセシビリティ向上のために、第三者の著作物から障がい者等が視聴するデータを作成して障がい者に提供する行為は許容されていない。【再掲】	団体名非公表希望	A-2	障害者	○
91			児童福祉法上の放課後等デイサービスを行う施設において、障害者のために著作物の複製等を行うことができない。	高知県視力障害者的生活と権利を守る会	B-1	障害者	
92①			図書館が、蔵書の原文や視覚障害者が読める形式に複製された著作物を、視覚障害者にメールで送信することができない。	ゆいまーる	C	障害者	
92②			図書館等が、聴覚障害者に対して著作物を公衆送信することができない。	ゆいまーる	A-3	障害者	
93			障害当事者団体が障害者のために複製した著作物の複製物を活用してもらいたい。	ゆいまーる	B-2	障害者	
95④	ア		障害者の情報アクセスのために読み上げ機能や点字変換機能を利用するため、電子書籍のDRMを解除する行為ができない。	MIAU	A-3	障害者	
95④	イ		障害者の情報アクセスのために読み上げ機能や点字変換機能を利用するため、電子書籍のDRMを解除する行為ができない。	MIAU	B-2	障害者	
104			図書館が、視覚障害者が読める形式に複製された著作物を、視覚障害者にメールで送信することができない。	日本図書館協会	C	障害者	
105			身体障害等により書物等を支えること等ができるない者のために、当該障害者のために必要な方式で、著作物の複製等を行うことができない可能性がある。	日本図書館協会	C	障害者	
106①	ア		法第38条第5項の補償金支払いシステムが存在しないため、法第37条の2により聴覚障害者等のために作成した字幕入り映像を、図書館が聴覚障害者等に貸し出すことができない。	日本図書館協会	C	障害者	
106①	イ		法第38条第5項の補償金支払いシステムが存在しないため、法第37条の3により聴覚障害者等のために作成した字幕入り映像を、図書館が聴覚障害者等に貸し出すことができない。	日本図書館協会	C	障害者	
106②	ア		聴覚障害者等向けの字幕入り映像資料の公衆送信ができない。現行法では字幕のみの自動公衆送信が認められているが、再生システムの問題等があり有効でない。	日本図書館協会	C	障害者	
106②	イ		聴覚障害者等向けの字幕入り映像資料の公衆送信ができない。現行法では字幕のみの自動公衆送信が認められているが、再生システムの問題等があり有効でない。	日本図書館協会	C	障害者	
106③	ア		図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対して著作物を公衆送信することができないため、利用者のニーズに応えることができない。	日本図書館協会	A-3	障害者	
106③	イ		図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対して著作物を公衆送信することができないため、利用者のニーズに応えることができない。	日本図書館協会	B-1	障害者	
110			大学の学生支援部署が、視覚障害者等や聴覚障害者等のために著作物の複製等を行うことができない。	日本図書館協会	C	障害者	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
<孤児著作物の利用円滑化>							
33			孤児著作物の利用の円滑化が世界的な課題である。	JASRAC	C	孤児著作物の利用円滑化	
	98①		孤児著作物の利用円滑化を図ってほしい。万国著作権条約の特例法以前の米国の著作物の利用に課題がある。		C	孤児著作物の利用円滑化	
107		ア	権利者が多数存在するコンテンツの二次利用にあたっては、権利者全員に許諾を求めるることは権利者不明等のためほぼ不可能であり、ソフトパワーの活用の機会が失われている。	角川文化振興財団	C	孤児著作物の利用円滑化	
107		イ	権利者が多数存在するコンテンツの二次利用にあたっては、権利者全員に許諾を求めるることは権利者不明等のためほぼ不可能であり、ソフトパワーの活用の機会が失われている。	角川文化振興財団	C	孤児著作物の利用円滑化	
<アーカイブ>							
34②			アーカイブ機関が、権利者が多数の著作物や孤児著作物について、権利処理負担の大きさからアーカイブを諦めざるを得ない場合がある。また、一度裁定により利用が認められた著作物を別の利用者が利用したい場合に、改めて裁定を受ける必要があり、迅速な利用が困難。	日本弁理士会	C	アーカイブ	
38			公的な記録保存以外において、放送事業者が、全ての放送番組を永久にアーカイブ保存することができない。	関西テレビ	A-3	アーカイブ	
71①			公的機関が設置する美術館・博物館において、文化財保存を目的とする著作物の複製ができない。	団体名非公表希望	C	アーカイブ	
71②			私企業が設置する美術館・博物館において、文化財保存を目的とする著作物の複製ができない。	団体名非公表希望	B-1	アーカイブ	
71③			文化財アーカイブ化作業のサービスを提供する事業者が行為主体と判断される可能性があるため、複製サービスやクラウド等を用いたロッカーサービスの提供に萎縮してしまう。	団体名非公表希望	B-1	アーカイブ	
	101	ア	貴重書、絵画、映画等の文化財を保存のためにデジタル化し再利用のため公開することが重要であるが、日本においては著作権が存続するものや著作者不明のもののデジタル化がほぼ認められない。		A-3	アーカイブ	
	101	イ	貴重書、絵画、映画等の文化財を保存のためにデジタル化し再利用のため公開することが重要であるが、日本においては著作権が存続するものや著作者不明のもののデジタル化がほぼ認められない。		B-1	アーカイブ	
<二次創作>							
	6④		SNSにおいてよく行われている画像著作物の二次利用は違法となっている。		A-3	二次創作	
	12	ア	二次創作作品をインターネット等で公開することについて著作権法上の問題があるために現に萎縮が生じている。また、二次著作物を他企業のサーバーにアップロードすると、その企業が公衆送信権侵害となるおそれがある。		A-2	二次創作	
	12	イ	二次創作作品をインターネット等で公開することについて著作権法上の問題があるために現に萎縮が生じている。また、二次著作物を他企業のサーバーにアップロードすると、その企業が公衆送信権侵害となるおそれがある。		B-1	二次創作	
	57①		映像や音楽の個人利用(二次利用)、パロディなどの二次創作行為が違法となりうるため、表現の幅が狭められている。		A-2	二次創作	
	90		既存の著作物のキャラクターや世界観を題材にした二次創作が違法となる場合があることが、二次創作やその流通における阻害要因となり得る。		B-1	二次創作	
	96①		コミケ等における二次創作行為がグレーであることは健全ではない。		A-2	二次創作	
	97	ア	同人誌の作成などの二次創作行為が違法となってしまう。		A-2	二次創作	
	97	イ	同人誌の作成などの二次創作行為が違法となってしまう。		B-1	二次創作	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
108⑤		ア	一般的に行われているパロディ、コラージュなど二次創作行為が違法となってしまう。【108①の具体例】	コモンスフィア	A-2	二次創作	
108⑤		イ	一般的に行われているパロディ、コラージュなど二次創作行為が違法となってしまう。【108①の具体例】	コモンスフィア	B-1	二次創作	
113③		ア	ネット上におけるニュース映像などを引用したパロディや風刺動画が自由で健全な言論市場を支えているが、日本にはパロディ条項がないので、UGC動画の成長を阻んでいる。【113①の具体例】	新経済連盟	A-2	二次創作	
113③		イ	ネット上におけるニュース映像などを引用したパロディや風刺動画が自由で健全な言論市場を支えているが、日本にはパロディ条項がないので、UGC動画の成長を阻んでいる。【113①の具体例】	新経済連盟	B-1	二次創作	
<TPP関連>							
	6①		著作権侵害罪を非親告罪化すると二次創作が危うくなる。		C	TPP	
	11		マンガ、アニメ等の著作物を題材とした二次創作行為について非親告罪化により起訴されるおそれがあり、同人とそれに関連する企業等が萎縮すると思われる。		C	TPP	
	13	ア	TPPが締結されると、著作権の非親告罪化がなされ、漫画、小説、音楽、映画等の著作物の二次利用、特に日本で盛んな引用、パロディ同人作品等のファンアートの利用が根本から変わってしまう。		C	TPP	
	13	イ	TPPが締結されると、著作権の非親告罪化がなされ、漫画、小説、音楽、映画等の著作物の二次利用、特に日本で盛んな引用、パロディ同人作品等のファンアートの利用が根本から変わってしまう。		C	TPP	
17			学術分野における研究等は先行研究が基礎となっていることから、TPP交渉について報道されている著作権侵害の非親告罪化は、研究活動等に影響を及ぼしかねない。	国公私立大学図書館協力委員会	C	TPP	
18			TPP交渉について報道されている著作権の保護期間延長は過去の著作物を掘り起こしてきた青空文庫などの活動に大きな影響を与えるほか、いわゆる孤児作品を増やすことになる。	国公私立大学図書館協力委員会	C	TPP	
22②			入試問題を授業で教材として利用する際、事後に著作権処理を行うケースがあるが、TPPにより非親告罪化や法定賠償金制度が導入されれば、リスクの高まりから提供ができなくなる。	学校法人駿河台学園法務部(著作権担当)	C	TPP	
41			TPP交渉により著作権保護期間が延長されると、いわゆる孤児著作物が増加し、コンテンツ流通が阻害される。	NHK	C	TPP	
	48		ゲーム実況動画やMAD動画等の著作物を利用した創作活動について、TPP締結により著作権侵害の非親告罪化や法定損害賠償が導入されると活動が萎縮する可能性がある。		C	TPP	
	49	ア	TPP締結により著作権保護期間の延長、著作権侵害の非親告罪化、法定賠償制度が導入されると、著作物の利用を大きく阻害する。		C	TPP	
	49	イ	TPP締結により著作権保護期間の延長、著作権侵害の非親告罪化、法定賠償制度が導入されると、著作物の利用を大きく阻害する。		C	TPP	
	50①	ア	TPP締結により著作権侵害が非親告罪となれば、著作物を利用できない著作権法だけが残る。		C	TPP	
	50①	イ	TPP締結により著作権侵害が非親告罪となれば、著作物を利用できない著作権法だけが残る。		C	TPP	
	51①		TPPにより著作権法違反が非親告罪化されると、ファンアートやパロディ作品等を掲載する、SNSやブログなどのすでに一般化したサービスが妨げられる。		C	TPP	
	63	ア	TPP締結により著作権侵害が非親告罪となれば、著作物の二次利用ビジネスや個人レベルの二次利用が全て不可能となる。		C	TPP	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
	63	イ	TPP締結により著作権侵害が非親告罪となれば、著作物の二次利用ビジネスや個人レベルの二次利用が全て不可能となる。		C	TPP	
	64		著作権侵害が非親告罪となれば、パロディや二次創作活動に委縮効果が生まれる。		C	TPP	
80③			著作権侵害が非親告罪となれば、現場を知らない捜査機関の介入により、デザイン業界がかき乱される懸念がある。	女子現代メディア文化研究会	C	TPP	
	96②		TPP締結により著作権保護期間の延長、著作権侵害の非親告罪化、法定賠償制度が導入された場合、カウンターバランスが必要である。		C	TPP	
	112		著作権の非親告罪化により、単純に親告罪条項を削る方式では公正な利用でさえ萎縮を生む危険があり、非親告罪範囲を単純に狭くすると、海賊版の撲滅を望む権利者が非親告罪化の恩恵を受けにくくなる。また、間接侵害が判例により認められていったため、非親告罪化した場合、企業等のビジネスの萎縮が進む可能性がある。		C	TPP	
<その他>							
	2		アニメ産業等の分野において、個人・企業が「ファングッズ」を制作したいが、著作権の集中管理がされていないため、権利者に個別に許諾を得る必要があり、機動的に販売ができない。		B-1	その他	
	6②		過去のスポーツ中継を動画共有サイトに投稿できず、スポーツ中継が死蔵している。		A-3	その他	
	6③		一般人が放送番組をSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を通じて貸したり譲ったりすると著作権法違反となる。		A-3	その他	
	8		JASRACに信託されている、あるいは管理下にある自己の楽曲をSNS等で利用する際も「自己利用」として無料で使用させてほしい。		B-1	その他	
37			テレビ番組制作において、背景に著作物を付隨的に映り込ませる演出をすることや、ロケで付隨的に著作物が映ることがあるが、著作権侵害リスクを避けるため委縮効果が生じている。	関西テレビ	A-3	その他	
	45①		インターネットのストリーミングによる音楽を店内に流すことについて、JASRACから対価の支払いを求められるため、利用ができず、ビジネスにマイナスである。		B-2	その他	
	46	ア	日本の文化の国内外への宣伝のため、放送された著作物を個人が加工・配信したい。		A-3	その他	
	46	イ	日本の文化の国内外への宣伝のため、放送された著作物を個人が加工・配信したい。		B-1	その他	
	47		ある出版物を紹介するために、自分の意見は全く掲載せず、出版物の内容の一部を引用してホームページに掲載したい。		A-3	その他	
	52		報道機関において著作物を利用する場合に、権利制限規定の対象か判断がつかず、利用を控えることがある。		B-1	その他	
	57②		販売促進としての音楽や映像を利用しやすくしてほしい。有線などのサービスは販売促進には使い難い。		B-2	その他	
	61		映画の中でライトアップやイルミネーションを背景に利用したいが、権利制限規定の対象の可否が不明であるため、利用を抑制せざるを得ない。		A-3	その他	
	62		私的領域にとどまる場合でも著作物に変更を加えることが権利侵害となる。		A-3	その他	
76			映像業界において、映像作品の基本情報の共有が進んでおらず、著作物の流通促進等に課題がある。	日本シナリオ作家協会	B-1	その他	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
80①			商品デザインの企画書等を作成する際、流行の様式を知ることや、既にある著作物と類似しないよう他のデザインを知るために、インターネット上の画像を利用する場合があるが、著作権侵害となる。	女子現代メディア文化研究会	A-3	その他	
80②			デザイナーが営業や自己紹介のために過去にデザインした商品をポートフォリオ(作品集)としてまとめて使用する行為は、当該商品中に第三者からライセンスを受けて用いたイラスト画像等が含まれているものについては、著作権侵害に該当する可能性がある。	女子現代メディア文化研究会	A-3	その他	
85		ア	医学医療分野において、「システムティックレビュー」等のための学術文献の共有や抄録の作成を行うことができない。	情報科学技術協会	A-3	その他	
85		イ	医学医療分野において、「システムティックレビュー」等のための学術文献の共有や抄録の作成を行うことができない。	情報科学技術協会	B-1	その他	
	94		著作物の権利情報が集約されておらず、自由利用可能な著作物に該当するか否かを判断することが困難である。		B-1	その他	
95②		ア	ユーザーが合法的に入手又は作成したソフトウェアが携帯電話等のOSに対応していない場合、制限を解除してソフトウェアを実行することができない。	MIAU	A-3	その他	
95②		イ	ユーザーが合法的に入手又は作成したソフトウェアが携帯電話等のOSに対応していない場合、制限を解除してソフトウェアを実行することができない。	MIAU	B-2	その他	
95③		ア	教育や批評、セキュリティ検証など、公正かつ必要な複製を行うために、コピーコントロールやアクセスコントロールを回避する行為ができない。	MIAU	C	その他	
95③		イ	教育や批評、セキュリティ検証など、公正かつ必要な複製を行うために、コピーコントロールやアクセスコントロールを回避する行為ができない。	MIAU	B-2	その他	
95⑤		ア	実行にハードウェアドングルが必要なソフトウェアを、サポート切れ等により利用できなくなった場合、ソフトウェアにドングルを回避する改変を行うことができない。	MIAU	A-3	その他	
95⑤		イ	実行にハードウェアドングルが必要なソフトウェアを、サポート切れ等により利用できなくなった場合、ソフトウェアにドングルを回避する改変を行うことができない。	MIAU	B-2	その他	
95⑥		ア	情報公開請求によって開示された行政文書や行政が公開しているデータを、ユーザーがウェブサイトで公開・利用することができない。	MIAU	A-3	その他	
95⑥		イ	情報公開請求によって開示された行政文書や行政が公開しているデータを、ユーザーがウェブサイトで公開・利用することができない。	MIAU	B-1	その他	
95⑦		ア	批評やネットオークション等での販売のため、その商品の写真(書影やジャケット等)を撮影し、ウェブサイト上に掲載することができない。	MIAU	A-1-2	その他	
95⑦		イ	批評やネットオークション等での販売のため、その商品の写真(書影やジャケット等)を撮影し、ウェブサイト上に掲載することができない。	MIAU	B-1	その他	
95⑨		ア	動画等を作成する際に音楽をBGMとして利用したいが、現状の契約モデルでは著作隣接権に係る契約手続が煩雑であり円滑に利用できない。	MIAU	A-3	その他	
95⑨		イ	動画等を作成する際に音楽をBGMとして利用したいが、現状の契約モデルでは著作隣接権に係る契約手續が煩雑であり円滑に利用できない。	MIAU	B-1	その他	
	98②		翻訳権十年留保の規定から翻訳可能となっている著作物について、「翻訳権」の定義が曖昧。		B-2	その他	
	102	ア	個人で非営利目的で行う場合でも、音楽をインターネット上で公開すると送信可能化権侵害となる恐れがある。		A-3	その他	
	102	イ	個人で非営利目的で行う場合でも、音楽をインターネット上で公開すると送信可能化権侵害となる恐れがある。		B-1	その他	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
108⑥		ア	実用品に関する法的保護の枠組みが不透明な中で、実用品の3Dデータを個人がアップロードして公開してしまうという支障がある。【108①の具体例】	コモンスフィア	A-3	その他	
108⑥		イ	実用品に関する法的保護の枠組みが不透明な中で、実用品の3Dデータを個人がアップロードして公開してしまうという支障がある。【108①の具体例】	コモンスフィア	B-2	その他	
108⑧		ア	Twitter, LINEなどのサービスで公開されている他人のメッセージを転送することが形式上は権利侵害になる。【108①の具体例】	コモンスフィア	A-3	その他	
108⑧		イ	Twitter, LINEなどのサービスで公開されている他人のメッセージを転送することが形式上は権利侵害になる。【108①の具体例】	コモンスフィア	B-1	その他	
108⑨		ア	メーリングリスト等で他人のメールに返信する際、それまでの他人のメッセージの履歴を残すことが、形式的には公正な慣行に合致しない等の理由で著作権侵害になると考えることができる。【108①の具体例】	コモンスフィア	A-3	その他	
108⑨		イ	メーリングリスト等で他人のメールに返信する際、それまでの他人のメッセージの履歴を残すことが、形式的には公正な慣行に合致しない等の理由で著作権侵害になると考えることができる。【108①の具体例】	コモンスフィア	B-1	その他	
108⑩		ア	討論会、放送番組等で、短文投稿サイト等のメッセージを表示する際、メッセージの発言者が特定できないまま利用されると、形式上氏名表示権侵害となる場合がある。【108①の具体例】	コモンスフィア	A-3	その他	
108⑩		イ	討論会、放送番組等で、短文投稿サイト等のメッセージを表示する際、メッセージの発言者が特定できないまま利用されると、形式上氏名表示権侵害となる場合がある。【108①の具体例】	コモンスフィア	B-1	その他	
	111①	ア	個人の利用者が、YouTube等で楽曲を用いて動画を提供する際に、楽曲の著作権処理はできても、実演家の権利や原盤権の処理が簡便に行えない。		A-3	その他	
	111①	イ	個人の利用者が、YouTube等で楽曲を用いて動画を提供する際に、楽曲の著作権処理はできても、実演家の権利や原盤権の処理が簡便に行えない。		B-1	その他	
	111③		電子書籍の購入においては無期限の利用権が認められるのみであるため、業者がサービスを終了した場合、それ以降その書籍を読める保証が担保されていない。		B-2	その他	
	111④	ア	電子化されていない書籍の電子化について、業者に代行させることができない。		A-3	その他	
	111④	イ	電子化されていない書籍の電子化について、業者に代行させることができない。		B-1	その他	

団体	個人	課題解決方法	意見等	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
<著作物利用ニーズ以外のもの(意見等)>							
	3①		著作権の保護期間を著作者の死後20年に短縮してほしい。		—		
	3②		非親告罪化を導入すべきではない。		—		
	4		他人が動画投稿サイトに投稿した動画を、許諾なくまとめサイトにリンクの形で表示されることで、動画の権利者のビジネスに影響が生じるおそれがある。		—		
	7		一部のまとめサイトやバイラルメディアは著作権を侵害している。		—		
25②			著作物一般の登録制度に関して、創作の登録が認められていない。	東京都行政書士会	—		

団体	個人	課題解決方法	意見等	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
	44		看護師・助産師養成の専門学校図書室が令第1条の3の「施設」に該当するかが明らかでなく、複写サービスの運用の統一ができていない。		—		
	45②		インターネットで違法にアップロードされているコンテンツについても、宣伝になるものも少なくなく、ダウンロードが違法となるとビジネスの足を引っ張る。		—		
	50②		著作権侵害サイトを遮断するシステムが導入されると、恣意的に運用されるおそれがある。		—		
	51②		現状の著作権は特にインターネットとの相性が悪い。		—		
	56②		私的使用目的でコピーされた本が裁断して転売されているが、現行法では著作権侵害にならない。		—		
81			柔軟性の高い権利制限規定は導入すべきではない。	日本映像ソフト協会	—		
82			家庭内視聴用に提供された高品質データを用いた大規模な映画上映が非営利無料で行われるケースがあるが、法(第38条第1項)の予定していた上映形態ではない。	日本国際映画著作権協会	—		
109			著作権法第37条第3項の権利制限規定について、ビジネスの振興を重視するあまり、障害者への合理的配慮が考慮されていない法改正をしないでほしい。	日本図書館協会	—		